岡山県南部水道企業団建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱

制定 平成 1 6 年 1 1 月 3 0 日 訓令第 4 号 最終改正 令和 4 年 4 月 1 日 施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。) 第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、岡山県南部水道企 業団が発注する工事であって、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」とい う。)第2条第1項に規定する工事(以下「建設工事」という。)であるものの請負契約 に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資 格(以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項について定めるものと する。

(入札に参加できない者)

- 第2条 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
 - (1) 令第167条の4第1項に規定する者
 - (2) 第6条の規定による入札参加資格審査を受けていない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社 会的に非難されるべき関係を有する者

(入札参加の停止)

- 第3条 企業長は、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を 3年以内であって企業長が定める期間、入札に参加させないこと(以下「入札参加の停止」という。)ができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 2 企業長は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為の適当な是正措置がとられ、入札の遂行及び契約の履行上支障がないと認められるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。 (入札参加資格審査の申請)
- 第4条 入札に参加しようとする者は、毎年、第6条の入札参加資格審査を受けなければ ならない。
- 2 前項の規定により、入札参加資格審査を受けようとする者(以下「入札参加資格審査

申請者」という。)は、次の要件を備えていなければならない。ただし、企業長が特に必要でないと認めた者については、この限りでない。

- (1) 法第3条の規定による許可を受けた者であること。
- (2) 法第27条の27及び法第27条の29第1項の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(雇用保険加入の有無,健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無の各審査項目において,有又は適用除外とされているものに限る。)の交付を受けていること。
- (3) 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づく中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済組合又は所得税法施行令(昭和40年政令第96号)に 基づく特定退職金共済に加入していること。
- (4) 国税, 県税又は市税を完納していること。
- (5) 引き続き2年以上申請する業種の営業を行っていること。
- (6) 申請する業種について申請直前の法第27条の23の規定による経営事項審査 の年間平均完成工事高を有していること。
- 3 一般競争入札の対象工事に係る入札参加資格審査申請者は、前項に規定する要件のほか、令第167条の6及び岡山県南部水道企業団契約規程(昭和59年管理規程第1号) 第3条の規定に基づく当企業団の公告において発注工事ごとに定める要件を備えていなければならない。

(申請手続)

- 第5条 入札参加資格審査申請者は、所定の入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を、毎年2月1日から同月末日(岡山県南部水道企業団の休日を定める条例(平成2年条例第1号)に規定する企業団の休日に当たるときは、その前日)までの間に企業長に提出しなければならない。
- 2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法第27条の27及び第27条の29第1項の規定による経営規模等評価結果 通知書・総合評定値通知書の写し
 - (2) 納税証明書
 - (3) 建設業許可証明書又は許可通知書
 - (4) 工事経歴書
 - (5) 営業所一覧表

- (6) 入札の参加又は契約の締結について権限を委任するときは、その委任状
- (7) 法人にあっては商業登記簿謄本,個人にあっては市町村長が証明した代表者の身 分証明書
- (8) 建設業退職金共済組合加入証明書,中小企業退職金共済加入証明書,商工会議所 特定退職金共済加入証明書又は商工会特定退職金共済制度加入証明書
- (9) 使用印鑑届
- (10) 技術職員名簿
- (11) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める書類
- 3 企業長が特に必要と認める者に限り、第1項の規定にかかわらず、年度中途において 申請書を受け付けることができる。
- 4 第1項又は前項の規定により申請をした者は、次に掲げる事項について変更があった ときは、その旨を速やかに企業長に届け出なければならない。この場合においては、変 更を証する書類で企業長が必要と認めるものを併せて提出するものとする。
 - (1) 商号又は名称及び代表者
 - (2) 営業所の名称及び所在地並びにその代表者
 - (3) 建設業の許可事項
 - (4) 第2項第6号に掲げる委任状の記載事項
 - (5) 第2項第9号に掲げる使用印鑑
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、企業長が別に定める事項

(入札参加資格審查)

第6条 入札参加資格審査は、前条の規定により申請をした者についてこれを行うものとし、併せて、法第27条の29第1項の規定による総合評定値に基づき、次の表の左欄に掲げる建設工事の種類別に、同表の中欄に掲げる点数区分に応じ、同表の右欄に掲げる級別業者に格付けするものとする。

種 類 別	点 数 区 分	級 別 業 者
土木·建築一式工事	980 点以上	特A
	750 点以上 980 点未満	A
	660 点以上 750 点未満	В
	580 点以上 660 点未満	С

	520 点以上 580 点未満	D
	520 点未満	E
その他の建設工事	660 点以上	A
	520 点以上 660 点未満	В
	520 点未満	С

(入札参加資格の決定)

第7条 入札参加資格は、次の表の左欄に掲げる建設工事の入札について、同表の中欄に 掲げる工事設計金額区分に応じ、同表の右欄に掲げる入札参加資格者の級別業者に該当 する者とする。ただし、特に必要と認められるときは、企業長が別に定めるところによ るものとする。

種類別	工 事 設 計 金 額 区 分 (消費税額及び地方消費税額を含む。)	入札参加資格者 (級別業者)
土木·建築一式工事	2,000 万円以上	特A
	300 万円以上 1 億 5,000 万円未満	A
	6,000 万円未満	В
	3,000 万円未満	С
	1,000 万円未満	D
	300 万円未満	E
その他の建設工事	全 金 額	A
	1,500 万円未満	В
	500 万円未満	С

- 2 入札参加資格の有効期間は、その年の4月1日から翌年の3月31日までとし、入札 参加資格を有する者は当該期間に公告し、又は通知した入札に参加することができる。 (入札参加資格の取消し)
- 第8条 企業長は、入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その資格を取り消すことができる。
 - (1) 令第167条の4第1項に規定する者に該当するに至ったとき。
 - (2) 第4条第2項各号に規定する要件に欠けたとき。

- (3) 不正の手段により申請書中の重要な事項について虚偽の記載をし、入札参加資格を得たとき。
- (4) 入札参加資格を得た後、能力が著しく低下したことが認められたとき。

(入札参加資格等の審査会)

- 第9条 入札参加資格審査及び入札参加の停止その他企業長が必要と認めた事項の審議 (以下「入札参加資格審査等」という。)は、岡山県南部水道企業団建設工事及び物品調 達業者入札指名委員会要綱(昭和62年訓令第6号)第1条に定める建設工事及び物品 調達業者入札指名委員会が行うものとする。
- 2 入札参加資格審査等を行う会議は、定時審査会及び臨時審査会とし、定時審査会は毎年1回、臨時審査会は委員長が必要と認めたとき開くものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。